

資料10-5 届出を要する開発行為に係る緑地の確保に関する基準

(単位：%以上)

行為区分 地域区分	宅地造成（5haを超えるもの）					宅地造成 1～5 ha	ゴルフ場	屋外運動 屋外娯楽 競技施設 施設	墓地	鉱物掘採・ 土石採取	土地開墾	水面埋立て・ 干拓	発電施設の 設置
	形態	現況	都市計画法に 基づくもの	環境保全のた めの上乗せ基 準	合計								
市街化区域及び用途 地域の設定区域	宅地造成	農地等	3.0	3.0	6.0	3.0	50.0	20.0	宅地造成の 例による	行為後の植栽 可能地は全て 緑地化	可能な限り 緑地を確保 する	造成後の行為 区分による	宅地造成の 例による
		山林	3.0	5.0	8.0								
その他の区域	宅地造成	農地等	3.0	4.0	7.0								
		山林	3.0	6.0	9.0								
	別荘地造成	山林	3.0	8.0	11.0								
自然公園区域	宅地造成	農地等	3.0	5.0	8.0								
		山林	3.0	8.0	11.0								
	別荘地造成	山林	3.0	11.0	14.0								

注) 1) 宅地造成の緑地には、公園及び広場を含みます。
2) ゴルフ場の芝生地は、緑地とみなしません。